



2023 年度（令和 5 年度）

政策要望

経済安全保障と DX 推進の両立を目指して
～地方と産業を活性化させるデジタル政策～

第 2 弾

2023 年 5 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

目次

1	デジタル基盤の整備	3
1.1	工程別受注制限への提言について	3
1.2	中小自治体の業務標準化に向けたシェアード CIO 機能新設	4
1.3	地方公共団体における押印電子化の促進.....	6
1.4	マイナンバーカードのユースケースの幅広い検討と官民連携.....	7
1.5	個人データの預託・流通インセンティブの検討と実証	8
2	セキュアな環境整備	9
2.1	サイバー犯罪対応能力の強化	9
2.2	国産セキュリティ産業の振興.....	9
2.3	NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)、デジタル庁、及び全府省等のデータ消去のガイドライン化..	10
2.4	中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進.....	11
2.5	セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減	11
2.6	行政機関が実施するアンケートでの EXCEL VBA の利用停止もしくは電子署名の実施	12
2.7	病院情報システムのセキュリティ診断の実施と改善項目に対する補助金交付制度（複数年度）	13
2.8	病院向け地域セキュリティオペレーションセンターの創設.....	14
2.9	医療情報システムのモデル契約策定	15
3	IT 人材の育成	15
3.1	地方創生に向けたデジタル人材の育成強化	15
4	地域・産業の DX 推進	17
4.1	地球環境問題・環境保全対策に資する DX の推進	17
4.2	マッチングが必要となる社会的課題に対してのデジタル技術の適用促進	18
4.3	届出電気通信事業者の事故報告を含む手続きの簡素化・オンライン化.....	20
4.4	パテントボックス税制による優遇税率の適用.....	20
4.5	日印租税条約 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃	21
4.6	介護分野・産業の DX 支援の強化.....	22
4.7	デジタルを活用した一般用医薬品の柔軟な購入・受取の実現.....	22
4.8	オンライン診療時のスマホによる被保険者資格確認の実現	23
5	ダイバーシティ社会の実現	24
5.1	週 10～20 時間勤務する障害者雇用の促進に向けた支援制度の創設	24

1 デジタル基盤の整備

1.1 工程別受注制限への提言について

【要望の理由・背景】

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)を踏まえ、多様なシステム開発ニーズに対応するため、従来と異なる調達プロセスや体制の見直し等、より柔軟な調達のあり方が検討されている。デジタル庁「情報システム調達改革検討会」¹の最終報告書案は、「機動的・柔軟な調達手続きの改善」に取り組む中で「合理的な調達単位」を検討するとした。また、「中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大」では「多様な企業の参入促進」に取り組むと言及。

一方、現状の政府調達では工程ごとに調達が分割されているものが多く、上流の工程(調査・計画・要件定義)を受託した企業が後の工程(設計・構築・運用)の調達への参加を画一的に規制する受注制限等が存在する。

このような工程分割は多様な企業の調達への参画を促し調達への参画機会の公平性を高めるものの、調査・計画・要件定義に対して有効なノウハウを持っている企業が、画一的な次工程参画規制のため、前工程に参画できない状況が生まれ、効率的・生産性の高いシステム整備が阻害されている懸念がある。事業者側としては、次工程への参画が不透明なため、前工程への参画を躊躇する等、ケイパビリティを十分に生かしきれない状況になる。

• 公平性と生産性を両立しながらシステム開発が実現されるよう、有効なノウハウを持っている多様な企業（スタートアップを含む）がそのケイパビリティを社会に十分活かせる調達に参画できる状態が望ましいのではないかと。

【要望内容】

工程別の画一的な受注制限を見直しより柔軟な運用を行い、中小スタートアップ含めた多様な企業が上流工程の調達にも参画しやすくすべきである。

例) 上流工程(調査・計画・要件定義)の業務と、その後の工程の調達に係る仕様書作成の業務は別調達にするよう運用ルールを作成

例) 上流工程(調査・計画・要件定義)の業務の仕様書に、次工程の受注制限の有無を必ず明記するよう運用ルールを作成

例) 仕様書の公平さを第三者的に担保する仕組みを検討

¹ デジタル庁「デジタル庁情報システム調達改革検討会(第7回)」: <https://www.digital.go.jp/councils/procurement-reform/d7917b18-7475-4b60-9199-ff252a463ce2/>

関連法令：

- デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン
- 会計法（昭和二十二年法律第三十五号）
- 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）
- 契約事務取扱規則（昭和三十七年大蔵省令第五十二号）
- 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和五十五年政令第三百号）
- 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和五十五年大蔵省令第四十五号）

規制監督省庁：デジタル庁

要望種別：法令・予算関連

1.2 中小自治体の業務標準化に向けたシェアード CIO 機能新設

【要望の理由・背景】

自治体 DX 推進計画において、各自治体は BPR やデジタル化に取り組んでいるが、ベンダー主導の ICT 導入にとどまっていることが多い。基礎自治体数の約 85%(1,500 自治体)が人口 10 万人以下(2 万人以下も 40%越)である現実を鑑みると、自治体単独でシステム標準化に向けた BPR や ICT 導入を進めていくことは費用対効果の観点からも難しい。また、2040 年問題により業務プロセス改善を回し続けられる人財の確保も困難であり、国が民間人財活用予算を出しても解決にはつながらない。各自治体の民間人財が各々の判断基準、業務理解・分析粒度で自治体を指導するため、全国横断的に展開可能モデルになっていないのが実情だからである。

そこで、人口規模別モデル(10 万人モデル、2 万人以下モデル等)として最適な業務フローや ICT 活用事例を自治体間で比較可能な形で提示し、必要に応じて意見交換ができる場を提供し、その検討プロセスを各自治体がログとして残しながら、AI 解析などを通して人口規模別最適業務フローをテンプレート化して提示すれば、システム標準化と業務の標準化を同時に実現できるのではないか。こうした情報基盤のインフラ化は、高価なコンサル・人財費用を払わずに中小規模自治体の職員に「共創・競争」意識を醸成し、地方のお金を地方で回す新規事業展開の機運をもたらす。地方の SI ベンダーの仕事が激減する懸念がある中、地方の疲弊防止と自治体 DX を両立させる喫緊の最重点課題として、切に要望する。

【要望内容】

都道府県や、複数市町村(一部事務組合など)が共同で実施する活動の支援や、民間事業者と複数自治体が官民共同で実施する標準化・共同化事業を支援するための補助金の設立を求める。

複数の基礎自治体を主導し標準化や BPR を推進することが必要であるため、単独自治体における BPR への補助よりも上記の共同施策支援を求める。これらにより、自治体業務の標準化・効率化が進むとともに、地域 SIer などを中心とする地域の民間事業者における新たな業務や雇用(BPR の実施および標準化された業務のための新たなサービスや BPO 業務等)を生むことにつながっていく。

必要予算： 標準化推進の補助金 450 億円 など

計算方法 データ収集・分析等 1 業務あたり 50 万円×20 業務(標準化対象の基幹システム各業務で数百手続きを含む)×1500(10 万人以下自治体数)× 3 年(システム標準化前 2 年、標準化も継続した業務プロセス見直しを想定)=450 億円

関連省庁：デジタル庁、総務省

要望種別：予算関連

<やるべきこと>

基幹業務システムの標準仕様書（20業務）に加えて、

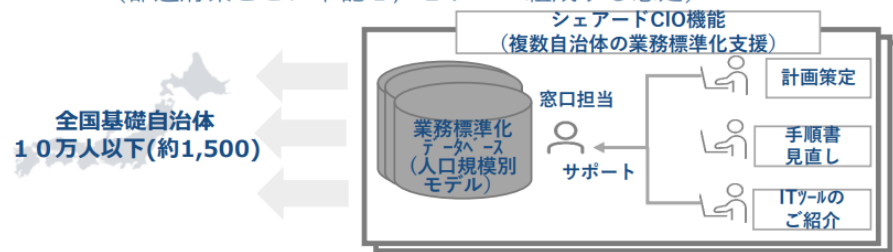
- 人口規模別の最適な業務フロー・ICT活用事例をテンプレートとして、類似人口規模の自治体で比較可能な形で提示
- 類似人口規模の自治体同士で業務フローを相互に参照し「なぜこうなっているか」を意見交換できる場の提供
- 上記検討プロセス、各自治体の現状・改善の情報のデータベース化
- AI解析などを活用した、業務別・人口規模別最適業務フローの更新

<目標・効果>

- 中小規模自治体職員の「やらされ感」 → 改善に向けた「共創・競争」意識醸成
- システム標準化・業務の標準化の実現
- 中小規模自治体の広域共同利用・共同BPOの実現
- 地方SIベンダーがこれらの実現・運用支援により「地方のお金は地方で回す」の機運につなげる

中小自治体の業務標準化に向けたシェアードCIO機能新設

単独自治体BPRではなく、複数の基礎自治体を主導して標準化・BPRの推進をする官民共同の仕組み（都道府県ごとに下記1、2チーム組成する想定）



1.3 地方公共団体における押印電子化の促進

【要望の理由・背景】

新型コロナウイルス感染拡大防止のみならず、ポストコロナ時代の多様な働き方の実現や、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のため、書面や押印の廃止が日本社会における重要な課題の一つとなっている。

押印見直しについては、令和 2 年に内閣府より「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示され、令和 4 年閣議決定の「規制改革実施計画」においても、地方公共団体の現場では「慣行的に押印が求められているとの意見」があり、「国における押印見直しの趣旨が現場レベルでも徹底されるよう必要な措置を講ずる」とされた。

IT 業界では、社員の在宅勤務比率の高さを踏まえた業務効率化や、コスト削減、紙の使用量削減などを目的に押印電子化を進めている企業が多いが、地方公共団体との契約では電子化が進んでいないケースが散見される。実際にある企業では、地方公共団体との契約のうち約 9 割が未だ物理印を求められており、特に合意に関わる書類(入札書類、契約書、注文書等)において、その傾向が顕著だとの声もある。その理由は制度的な障壁というよりも、これまでの慣習やシステム導入・活用状況等が起因していると考えられる。また、東京都公表のシン・トセイ ダッシュボードにて令和 4 年度第 3 四半期時点で行政手続の押印廃止は約 4 割に留まっていることに鑑みると、この状況はあらゆる業界において同様と考えられる。

押印電子化を促進することで社会全体の便益向上が図られる上、地方公共団体における行政サービスの効率的・効果的な提供に資すると期待される。

【要望内容】

地方公共団体における押印電子化の促進を求めたい。

各地方公共団体の対応状況によるところが大きいですが、社会にデジタル対応が根付くまで、国によるきめ細やかなフォローアップを要望したい。具体的には、「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や「規制改革実施計画」の公表後、現場での押印見直しの進捗を調査した上、物理印が未だに残っている場合はその理由や課題を洗い出し、必要に応じ国による支援や補助等を検討していただきたい。また、定量的な効果も含めた好事例の横展開も効果的である。現在、デジタル臨時行政調査会においてアナログ規制の見直し等が進められているが、電子押印化もより一層の推進を図ることが望ましい。

関連省庁：デジタル庁

要望種別：予算関連

1.4 マイナンバーカードのユースケースの幅広い検討と官民連携

【要望の理由・背景】

デジタルガバメント推進にあたり、マイナンバーカード普及は必須である。保険証や運転免許証との一体化に加え、交通系 IC カードとの連携も検討中であり、利用可能場面の拡大が期待される。一方で、マイナンバーカードの普及を妨げる大きな要因として、「メリットを感じない」(36.9%)ということが示されている²。事実上の取得義務化に伴い、保有者は増えているが、政府発信は SNS 利用時の「年齢確認」など機能説明が先行し、明確な未来像（保有するメリット）が利用者目線で描かれていない現状が続いている。

今般のマイナンバー法改正（マイナンバー利活用の範囲拡大）と並行し、準公共分野にとどまらず、マイナンバーカード機能を民間事業者が幅広く活用できるユースケースやサービスモデルを示すことで、新たな民間サービスの創出が加速すると考えられる。既に自治体窓口や図書館(本人確認等)、医療機関(保険証機能とユーザー管理)のほか、民間では大学での入退室管理や CBT テスト会場での本人確認などで利用されているが、以下のような幅広いユースケースも想定できる。

- 各種試験などの受験票として：紛失防止と合否管理に利用（現状は本人確認まで）
- 学歴や職歴などの履歴書として：履歴情報の一括管理による労働移動・多様化への対応
- 観光地などでのカード読取と行動記録：地域活性化と利用者へのインセンティブ付与
- 店舗や企業の入退出管理：人事・防犯等の機能への応用（現状は図書館での貸出しカードや大学での利用）
- 運転免許証機能と組み合わせた新型の ETC 機能
- クレジットカード機能と組み合わせたドライブスルー型店舗、無人店舗での利用

民間事業者がこうした取組みの検討を主体的に進めるには、実証や補助事業も必要となると想定される。

【要望内容】

民間事業者によるマイナンバーカード機能の利活用促進や事業創出に向け、より広い分野での民間事業者主体の実証や財政支援等の整備・拡充を求めたい。

例)マイナンバーカード機能の利活用に関わるシステム整備への IT 導入補助金等での要件

² デジタル庁「業種別マイナンバーカード取得状況等調査」(2022年8-9月実施)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40dc0aa8-e266-4adf-84e8-f58e4faadb5/a4bc1d5c/20220929_meeting_my_number_outline_01.pdf

優遇など

関連予算：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金

関連省庁：総務省、経済産業省、デジタル庁

要望種別：予算関連

1.5 個人データの預託・流通インセンティブの検討と実証

【要望の理由・背景】

個人データの預託・流通を促進する仕組み（本項では以下「情報銀行機能」とする）については、官民にまたがる「個人データの適正管理・権利確保の観点(2023 年度政策要望 P15 1.16)」、個人に合わせたサービス実現(同 P16 1.18)といった利便性の観点、そして個人データの利活用による新たな産業育成の観点などからも、普及が進むことが望ましい。その一方で、データの発生源である本人の関与・認識が十分でない中で個人データが流通することに関する不安や抵抗感が根強い。そのような状況では、個人データを利活用することによる社会的批判・レピュテーションリスクにさらされることから、行政・民間ともに新たなサービスを開発・提供することに消極的な姿勢となり得ることが、情報銀行機能の普及に向けた課題のひとつとして挙げられている³。

関連するマイナンバーカード普及に関する調査結果を見てみると、普及の妨げとなっている要因の最上位は「メリットを感じない」(36.9%)、次いで「情報流出が怖いから」(32.9%)となっている⁴。

本人が具体的なメリットが実感でき、一方のサービス提供側もデータ駆動型のビジネスにメリットを見出すことができれば、個人データの預託・流通に対する心理的ハードルを乗り越え、情報銀行機能の普及促進に弾みが付くと考えられる。ユースケース公開については、スマートシティ関連として、2023 年度政策要望 P16 1.17 に含まれているが、異なる経済圏（例えば、飲食、エンタメ、教育、金融など）をまたいで安全安心に個人データが連携され、スコアやポイントの加算、クーポン発行などの身近な生活においてメリットのある事例を積み上げ、インセンティブとしていくことが望ましい。世論を盛り上げることで、情報銀行機能のみならず情報銀行そのものへの理解も深めることができると想定される。

³ 総務省「情報通信経済研究会(第3回)」(2022年1月) https://www.soumu.go.jp/iicp/02iicp01_04000283.html

⁴ デジタル庁「業種別マイナンバーカード取得状況等調査」(2022年8-9月実施)
https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/40dc0aa8-e266-4adf-84e8-f58e4faadb5/a4bc1d5c/20220929_meeting_my_number_outline_01.pdf

【要望内容】

異なる経済圏(例：飲食、エンタメ、教育、金融など)をまたぐユースケース生成に向け、個人データの権利確保(安全安心・トラストが担保された個人データの流通)、身近な生活における流通・活用の利便性を示すことが可能な実証支援を求めたい。

産業競争力強化法に基づくプロジェクト型サンドボックス制度(規制のサンドボックス制度)や特区活用が想定されるが、財政的な支援(実証資金の補助)が伴うことで、多様なユースケースへの挑戦・取組みが促進されるものと考えられる。

関連施策：プロジェクト型サンドボックス制度、国家戦略特区制度

関連省庁：総務省、経済産業省、内閣官房、内閣府

要望種別：予算関連

2 セキュアな環境整備

2.1 サイバー犯罪対応能力の強化

【要望の理由・背景】

ランサムウェアをはじめとしたサイバー犯罪の発生件数は上昇しているが、検挙件数は横ばいである。⁵ 我が国においてもサイバー警察局の創設など取り組みが進んでいるが、対策が進んでいる諸外国(米国、欧州など)に比べるとまだ成果に乏しいと言える。

【要望内容】

1. ボットネットのテイクダウンなど、国際的なオペレーションへの積極的な協力
2. シンクホールやおとりアカウントを利用した調査、民間のリサーチャーと契約した調査など、犯罪者情報の積極的な収集と捜査への活用
3. 日本を対象とした攻撃情報の収集能力の高度化⁶

関連省庁：警察庁

要望種別：法令関連

2.2 国産セキュリティ産業の振興

⁵ 警察庁「令和3年におけるサイバー空間をめぐる脅威の情勢等について」(2022年4月7日)

https://www.npa.go.jp/publications/statistics/cybersecurity/data/R03_cyber_jousei.pdf

⁶ ITリサーチアット「現代のサイバーセキュリティの法的課題についての国際的な研究」に関する調査報告書

<https://www.jnsa.org/result/compliance/2021/reportPart3-0907.pdf>

【要望の理由・背景】

経済のグローバル化で海外依存度が高まる一方、国際紛争やパンデミック、自然災害等によるサプライチェーンの寸断リスクが高まり、経済安全保障の重要性がまっている。

しかし、市場のビジネス的要請に頼ったサイバーセキュリティ対策では、効率性やコスト競争力などから、巨大資本を背景とした海外ベンダーに太刀打ちできない。

そこで、国力の維持、向上につなげる基盤として、サイバーを含む IT インフラについて、他国への依存度を軽減し、国として自律的コントロール権を確保する必要がある。

【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する**国産化率の指標（サイバー自給率）の整備**と、目標値を設定した上での海外への依存度軽減
2. 安全保障の観点において、海外製品を使える領域・使えない領域の明確化
3. 国産セキュリティ対策製品・サービスの開発支援、例えば国産サービスに対する（単年度でない）複数年契約可能なクーポンや補助金の設定
4. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進
5. 国内マーケットにおける、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進
6. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進

関連省庁：経済産業省、内閣官房、総務省

要望種別：法令関連

2.3 NISC(内閣サイバーセキュリティセンター)、デジタル庁、及び全府省等のデータ消去のガイドライン化

【要望の理由・背景】

サイバー攻撃によるソリューションや対策への整備が進む中、データを活用する利用者によるヒューマンエラーや、データ消去に関して正しい知識を有していないことから、適切な消去を実施していないために、甚大な情報漏えい事故が後を絶たない。データをエンドポイントで保有していなくても、システムにログインしたまま、紛失した場合には、どんなに堅牢なシステムでも防御することができないため、デバイスが自律的にセキュリティを発動するようなセキュリティが必要になる。また、利用済みのストレージやデバイスに保存されているデータも正しい知識をもって実行しなければ、復元されてしまう危険もある。

【要望内容】

1. 情報保持レベルに応じたデータ消去方法の確立

すべてに対して高度な消去方法を実施することはコスト高となるため。

2. 適正なデータ消去を実施したことを証明できるシステムの導入

CO2 排出量を削減するため、物理破壊ではなくリユースが適切であるため。

3. 遠隔からデータ消去（ガイドラインに準じた方式）する機能を標準搭載

故意にデータを入手しようとしている場合には、既存のセキュリティでは不十分であるため。

関連省庁：NISC、デジタル庁他

要望種別：法令関連

2.4 中小企業における情報セキュリティ対策強化支援の推進

【要望の理由・背景】

中小企業のうち、上位規模の企業は、IT システムの高度化、膨大な業務データ量、複雑なサプライチェーン構造などの理由から、アタックサーフェスが広い。現に、昨今ではサイバー攻撃被害が急増し、被害企業の事業継続に影響を及ぼすだけでなく、一企業の業務停止がサプライチェーン全体に影響する事態となっている。

一方で、それら企業にセキュリティ対策にかけられる費用面での余裕は無く、社内に対策強化を推進するセキュリティ人材もない上、現状の支援施策は事業内容やリスク評価に基づく対策導入や、その運用までを広く支援するものが乏しい。

【要望内容】

情報セキュリティ対策強化における、次の役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設を求めたい。

1. セキュリティリスクの現状評価（アセスメント）、導入計画策定業務
2. セキュリティ対策システムの導入、および、運用（監視・保守）業務
3. 運用評価業務（次年度以降の運用計画策定を含む）

関連予算：IT 導入補助金(セキュリティ対策推進枠)

関連省庁：総務省、経済産業省

要望種別：予算関連

2.5 セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減

【要望の理由・背景】

e-learning やリモート研修の普及により、サイバーセキュリティを学ぶ機会は増加している。しかし、サイバーセキュリティ研修や資格には受講や取得・維持に費用が掛かるものが少なくない。企業が従業員に研修・資格取得を行わせる際にはその費用を肩代わりする場合もあるが、それが全てではなく、加えて学生においては教育課程以外のものは全て自費での受講・受審となる（検収に関しては各種給付金の設定はあるが、対象講座などの範囲が狭い）。

これらの研修や資格の主体的な受講・受審を加速し、国民全体のサイバーセキュリティ知識の底上げを実現すべく、以下の施策を提案する。

【要望内容】

サイバーセキュリティ知識・技術習得に係る自己負担額を対象とした所得控除制度の創設等を求めたい。

サイバーセキュリティ知識・技術習得に対する国民の自助努力を促すため、自己負担額を対象とした所得控除制度を創設し、自発的に取り組む環境整備を行っていただきたい。

- サイバーセキュリティに関する研修受講や資格取得、資格維持に係る費用を自費で支払った場合、当該年度の所得から控除できる形にしていただきたい。
- 対象となる研修・資格を自費で受講・受審した世帯には最大 30 万円までを所得控除の対象としていただきたい。

人材育成カテゴリ：①リテラシーに関する要望、②技術者の拡充に関する要望

育成対象者：小中高生、大学生、社会人

施策対象域：所得のある者及びその扶養家族全て

関連省庁：内閣官房(NISC)

要望種別：税制関連

2.6 行政機関が実施するアンケートでの Excel VBA の利用停止もしくは電子署名の実施

【要望の理由・背景】

Excel には Visual Basic for Application (VBA) と呼ばれる自動実行機能が搭載されているが、この自動実行機能を悪用したコンピュータウイルスが猛威を振るっており、多数の被害が出ているところである。

一方で、行政機関が実施するアンケートには、Excel の自動実行機能を組み込んだものが

多く、かつ、電子署名がなされていないため、行政機関の正規のものなのか、ウイルスなのかの判別が難しく、対応に苦慮するケースが多い。

行政機関を騙ったウイルスに感染し、個人情報漏洩等のインシデント等が発生しないよう、行政機関は Excel、Word 等では、原則、自動実行機能を利用しない、もしくは、利用する場合は、電子認証局の発行した電子署名を施していただきたい。

【要望内容】

ウイルスによるインシデント発生低減のため、行政機関が実施するアンケートでの Excel VBA の利用停止もしくは電子署名の実施を求めたい。

要望種別：法令関連

2.7 病院情報システムのセキュリティ診断の実施と改善項目に対する補助金交付制度 (複数年度)

【要望の理由・背景】

電子カルテシステムは、患者基本情報に基づき、診療記録、投薬、検査、各診療科のサブシステム、医事会計と連動するマルチベンダーシステムだが、各ベンダーのセキュリティポリシー及びセキュリティ設計は一致していない。このため、システムの脆弱性（要管理者権限、サポート切れ製品の利用等）が全体を揺るがす要因となっている。多数の外部接続点があるにも関わらず、ネットワーク構成が不明瞭であったり、セキュリティ対策が疎かになっている場合が多数散見されている状態だ。また、脆弱な古い機器が使用されていたり、研修目的で研修医が脆弱なシステムを使用するケースもある。医療情報システム関連ベンダーは閉域網を前提としており、ベンダーのセキュリティ意識は極めて低いと言える。

現在、厚生労働省 医療等情報利活用ワーキンググループでは「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」について議論されており、例年発出している「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について（医政局長通知）による確認のなかに、サイバーセキュリティ対策の強化に関する事項が記載されることとなった。また、令和 4 年度中に医療機関等の管理者が遵守すべき事項に位置付けるための省令改正を行う予定となっている。今後求められる具体的な対策として、病院情報システムのセキュリティ診断の実施と改善のための体制づくりが重要である。

【要望内容】

各地域の病院情報システムのセキュリティ診断の実施と改善に係る補助金交付制度の創

設を求めたい。

詳細なネットワーク構成図の作成、全システムの棚卸、脆弱なシステム・機器の洗い出し、中長期的な刷新計画の策定、経過における保護手順の作成等を行い、結果は公表される仕組みを求める。これにより、脆弱なシステムの洗い出しと対策の共有がなされ、診断を受けていない病院でも、刷新計画が立案できる。また、脆弱なシステムを提供しているベンダーの改善が期待できる。さらに、病院関係者が参画する ISAC での情報共有のベースライン効果が期待できる。

関連法令：医療法第 25 条第 1 項、医療法施行規則

規制監督省庁：厚生労働省

要望種別：予算関連

2.8 病院向け地域セキュリティオペレーションセンターの創設

【要望の理由・背景】

徳島県つるぎ町立半田病院のランサムウェア事案では、セキュリティベンダーの初動支援がなく、システム管理者が独自に対応せざるを得なかった。また、レベルの低いフォレンジック事業者の調査も不十分であり、復旧対策が適切とはいえない状況にあった。

現在行われている施策としては、厚生労働省「医療情報セキュリティ研修及びサイバーセキュリティインシデント発生時初期対応支援・調査事業」による研修があり、今後検討されている施策として、厚生労働省 医療等情報利活用ワーキンググループ（2022 年 9 月 5 日）「医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の更なる強化策」では、中長期的な検討事項として、「保健医療分野における SOC（Security Operation Center）の構築の検討」がうたわれている。RSOC を創設することにより、監視によるインシデント発生の抑制、適切な初動対応による、早期復旧が期待でき、RSOC 間での情報共有、ノウハウの蓄積により、新たな脅威に対する高度な監視体制が可能となり、インシデント発生を抑制できる。また、悪質なデータ復旧業者の排除が期待できるとともに、地域ベンダーのセキュリティ知識の向上が期待できる。

【要望内容】

1. 早急な Region Security Operation Center の創設
2. 地方における公共機関のインシデント発生に備え、緊急対応が可能な RSOC を設置、セキュリティの地域格差を解消し、行政機能、医療機能の維持、保全、強靱化を推進
3. 常時監視、脆弱性情報の提供、インシデント発生時の初動対応、復旧支援の実施

4. 地域の IT ベンダーへのセキュリティ教育の実施

規制監督省庁：厚生労働省

要望種別：法令・予算関連

2.9 医療情報システムのモデル契約策定

【要望の理由・背景】

中小病院での医療情報システム構築における契約は、ベンダーが有利になっており、何らかのインシデントが発生しても、ベンダーは一切責任を負わないものとなっている。

また、大手病院の場合、プライムベンダー経由で調達した部門システムの責任分界点が曖昧であり、インシデントが発生しても、ベンダーの責任を問えない可能性がある。

契約が曖昧であるために、ガイドラインに準拠していない脆弱な部門システムによって被害が発生しても責任追及ができない仕組みとなっている。医療情報システムのモデル契約を策定することで、契約によるユーザーとベンダーの責務、責任分界点の明確化、セキュリティの維持・向上が期待できると考えられる。

【要望内容】

経済産業省で取りまとめたモデル契約第 2 版をベースに、「マルチベンダー調達」、「責任分界点の明確化」、「セキュリティ」に特化した、医療情報システムのモデル契約の策定を要望したい。

関連施策：経済産業省「情報システム・モデル取引・契約書」第二版

関連省庁：経済産業省、厚生労働省

要望種別：法令関連

3 IT 人材の育成

3.1 地方創生に向けたデジタル人材の育成強化

【要望の理由・背景】

2022 年 10 月、岸田総理が 5 年間で 1 兆円の予算をリスキリングに確保するという表明があった。⁷ 地方の DX の主体となるのは、自治体、中小企業、地域の中小 IT ベンダーの 3 つであるが、これらはそれぞれ多くの課題を抱えており、どの主体においても DX が遅れてい

⁷ 日経新聞「リスキリング支援「5年で1兆円」岸田首相が所信表明 <https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA30ACD0Q2A930C200000/>

る。その主な原因は、人材不足と資金不足であり、課題解決に向けて政府の取組が必要な状況である。詳細は次項意向を参照いただきたい。

【要望内容】

地域のDXを担う地域のIT企業のスキル向上や中小企業のDX人材の育成に重点化するべきである。また、地域の重要な主体の一つである自治体DXの遅れが、地域全体のDX推進の阻害要因となっていることから、自治体の人材育成にも十分な国の支援を行うことを求める。

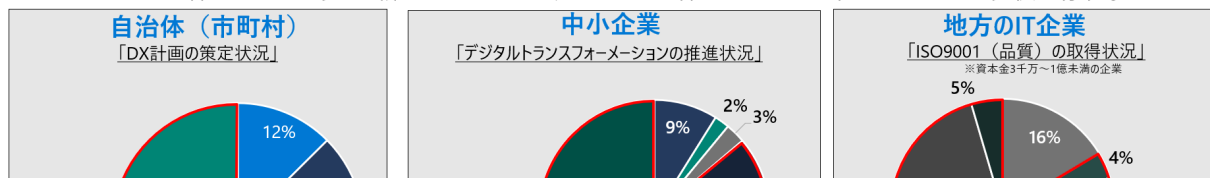
人材育成カテゴリ：②技術者の拡充に関する要望
 ③DXを牽引するリーダー育成に関する要望
 育成対象者：自治体のDXリーダーおよび技術者
 施策対象域：自治体

関連省庁：デジタル庁、総務省

要望種別：予算関連

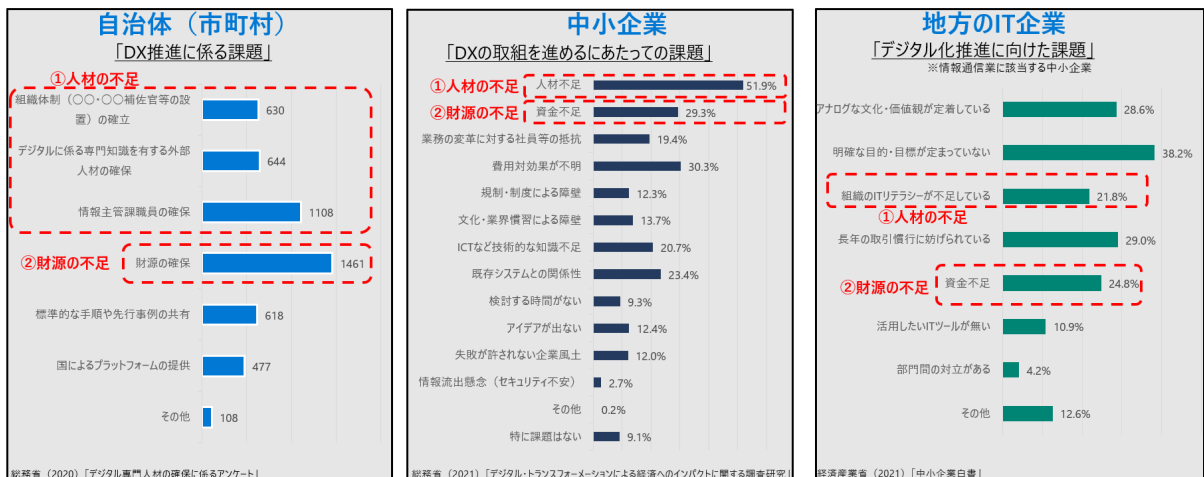
地方のDX化の遅れ

- 地方のDX化の主体となるのは、①自治体、②中小企業、③地域の中小ITベンダーの3つ。
- これらの主体はそれぞれ多くの課題を抱えており、いずれの主体においてもDX化が遅れている現状が存在。



地方のDX化の課題

- 地方のDX化の遅れのは、いずれの主体においても①人材不足、②資金不足が主な理由となっている。
- こうした問題に対応した政府の取組が必要な状況。

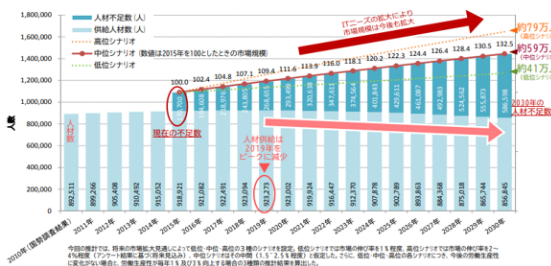


全国的に不足するIT人材

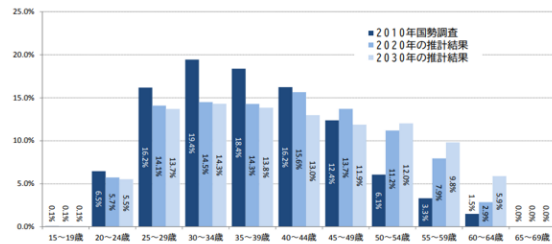
IT人材需要の変化①

- 経済産業省では、IT人材の需給モデルを構築し、既存の統計調査等のデータをもとにわが国IT人材数の推計を行った。その結果、若年層の人口減少に伴って、2019年をピークにIT関連産業への入職者は退職者を下回り、IT人材は減少に向かうと予想されている。また、IT人材の平均年齢は2030年まで上昇の一途をたどり、高齢化が進展することも予想されている。その一方で、IT需要予測から推計されるIT人材需要との需給ギャップから2030年までのIT人材の不足数を推計すると、労働集約業態となっている日本のIT人材の低生産性を前提とすれば、将来的に40～80万人の規模で不足が生じる懸念があることも試算された。

IT人材の供給動向の予測と平均年齢の推移



IT関連産業における年代別人材構成の変化



課題に対応した政府の支援策

- IT企業や中小企業向けには様々なメニューで支援が行われており、企業側も様々な取組を実施。
- 一方、自治体向けの支援は薄く、特に「人材不足」という最大の課題に対応する支援メニューが不足。

	自治体	中小企業	地方のIT企業
人材育成	<p>国の支援メニューとして大規模な支援が不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚労省 人材開発支援助成金（情報技術分野認定実習併用職業訓練）等を活用した従業員のデジタルリテラシーの向上 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚労省 人材開発支援助成金（高度デジタル人材訓練）などを活用した最新の技術を活用可能な人材の育成
財源確保	<ul style="list-style-type: none"> ■ デジタル田園都市国家構想交付金を活用した自治体向けの新たなデジタルを活用した取組を支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ IT補助金やモノづくり補助金を活用したシステム導入支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 経産省 IT補助金による開発に必要な機器などの導入 ■ 経産省 モノづくり補助金を活用したシステム開発の実施 など

4 地域・産業のDX推進

4.1 地球環境問題・環境保全対策に資するDXの推進

【要望の理由・背景】

2015年9月、国連加盟国の全会一致で「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標としてSDGsが掲げられた。国内では、2016年に全閣僚を構成員とする「SDGs推進本部」が設置され、多

様な政府戦略・計画においてその重要性が示され、対応の推進が図られているところである。SDGs として掲げられた 17 の目標はどれも多様な主体が参画する枠組みのもと、国境を越えて連携を進める必要性が大きい。中でもその傾向が顕著なものとしては気候変動（脱炭素に関する活動等含む）が挙げられる。気候変動に関しては、その影響が世界的に顕在化しつつある中、速やかな対応が望まれ、国内外の行政機関等だけではなく、民間に期待される役割も大きい。しかし、現時点においては、必ずしもそれら取組みがビジネスとして成り立つという訳ではなく、対応への着手に二の足を踏んでしまう状況に直面してしまうケースが存在する。

【要望内容】

1. **地球環境問題・環境保全対策(循環資源・脱炭素含む)を IT を活用して推進する意向及びその手段を有する民間による取組みを後押しするため、政府からの支援を要望する。**

気候変動対策に取り組む民間企業に対する財政支援及び国との協業体制の構築を求めたい。

2. **中長期的な視点での政府支援の継続を要望する。**

政府は GX 移行債を調達の上、温暖化ガスの排出を実質ゼロとするという目標に向け、取組みを推進していく状況にあるが、本分野は取り組みの効果・成果が得られるようになるまでに多くの時間を要すると想定される。中長期的な視点を持ちながら、政府からの支援が継続される状態が望ましい。

特に昨今は、デジタルテクノロジーの進化が著しく、それらを活用することにより、大きな成果を獲得できることが見込まれる。以上より、気候変動対策・脱炭素実現に資する DX の推進を支援頂きたい。

関連省庁：環境省、経済産業省

要望種別：予算関連

4.2 マッチングが必要となる社会的課題に対してのデジタル技術の適用促進

【要望の理由・背景】

デジタル技術の進展に伴い、従来は勘やマンパワーで対応していた社会的にマッチングが必要となる課題を、より効率的、公正に解決できる可能性がある。例えば、キャリアのための教育・研修受講等においても以下のユースケースのようなミスマッチが見られるが、各課題ごとにばらばらに対応しており、重複も見られ、マッチングを要する課題へのデジタル技術の活用が十分に進んでいない。

- ハローワークにおける職業研修：職業研修と就職先の職務内容にミスマッチが生じ、失業保険期間延長の手段となっている危惧がある。就職先で活かせるスキルや知識を身に付け、就職先を有効にマッチングさせる仕組みを整備することで、就職先とのミスマッチ低減や失業保険の低減につながる。
- JEED(独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構)における職業準備支援の受講：JEED は就職又は職場適応に必要な職業上の課題把握とその改善を図るための支援、職業知識習得のための支援、社会生活技能向上を図るための支援等を行っているが、新型コロナウイルスの影響で説明会の頻度や定員に制限を設けたセンターが多く、職業準備支援の受講が順番待ちになっているケースが発生。技能を必要とした人に適切な支援を提供できるようマッチングの仕組みを整備すべき。
- 初等中等教育におけるキャリア教育：児童生徒が働くことに興味を持つためには早期からのキャリア教育が重要。働くことの現実を知り、必要な資質・能力の育成につなげるための良質な職業体験を提供する企業・NPO 等とマッチングする仕組みを整備すべき。

【要望内容】

社会的に適切なマッチングが必要な課題の調査と、デジタル技術活用での課題解決に係る社会実装支援を求めたい。

デジタル庁にて検討をリードし、関係省庁とともに調査を実施。課題解決のためのデジタル技術活用の社会実装に向けた実証や補助を要望したい。セキュリティや業務特性を考慮の上、各課題ごとにマッチング用のシステムを構築、もしくは民間提供サービスの利用を想定。マッチングが必要となる社会的課題に対しデジタル技術の適用を促進することで、従来までの慣習や手法に対する改革を促し、より公正で効率的な社会の実現が可能になると考える。また、勘や経験ではなく、デジタル技術を活用することによって、人では考えつかないマッチングの可能性を見出し、従来までの考えでは思い至らないような新しい考え方につながるという可能性もある。民間分野におけるマッチングに関する課題へのデジタル技術の活用、関連市場の活性化にもつながると考える。

関連省庁：デジタル庁

要望種別：予算関連

4.3 届出電気通信事業者の事故報告を含む手続きの簡素化・オンライン化

【要望の理由・背景】

届出電気通信事業者を含む電気通信事業者は、法により通信の秘密の漏洩やサービスの停止など業務に関し重大な事故が生じたときは遅滞なく総務大臣への報告が義務付けられている。同時に、サービスの一時停止・品質の低下など重大な事故に該当しない事故についても省令により四半期ごとの報告が義務付けられている。この届出手続様式は、Excel 形式でメールでの送付が必要となっており、かつ、複数のサービスを運営している場合はサービスごとにファイルを分け、内容ごとに異なる担当部署に送付が必要であるなど、届出手続の管理に当たり事業者に多大な負担が発生している。

【要望内容】

事故報告を含む電気通信事業法上の届出手続きの簡素化・オンライン化を求めたい。

専用の Web フォームを準備し、関連資料の提出等に当たり一括した手続きを可能とさせていただきたい。

根拠法令：

電気通信事故報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第七条の三
電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百六十六条第一項）

規制監督省庁：総務省

要望種別：法令関連

4.4 パテントボックス税制による優遇税率の適用

【要望の理由・背景】

- パテントボックス税制は、知的財産からの所得に対して優遇税率を適用する仕組みである。対象所得は国によって異なるが、特許やソフトウェアの著作権などが対象である。
- 本税制は、研究開発税制と同様に研究開発の促進および誘致が目的である。研究開発税制が研究開発活動の入口を支援し、パテントボックス税制は出口を支援するものである。
- 知的財産由来の所得に対する優遇税制は「有害税制」の代表例とみなされてきたが、2015年のOECD・BEPS行動5において、有害税制とみなされない基準として、自社（法的管轄内かを考慮）で研究開発活動が実施された場合にのみ（割合に応じて）可との方針が示された。

【要望内容】

パテントボックス税制による優遇税率の適用を要望する。

国内での研究開発の促進、知的財産権の国内保有の促進などを踏まえ、自国内で研究開発を行っている場合に、特許権に加え、その他の知的財産やソフトウェア、さらに権利化されていない知的財産権を対象とし、ライセンス所得・譲渡所得に加え、特許権、ソフトウェア等を活用した製品等から得られる所得を対象とし、優遇税率を適用していただきたい。

規制監督省庁：経済産業省

要望種別：税制関連

4.5 日印租税条約 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃

【要望の理由・背景】

源泉税が技術的役務に課されるため、源泉税分費用が割高になっている。インドのソフト技術を活用する上で、日印租税条約の技術上の役務に対する源泉税 10%が障害となっている。国内 DX 対策の一つである IT 人材不足を補うためにもインドでの開発が必要であり、そのためにもこの制度の撤廃が重要だ。

日本におけるインドのソフトサービス利用は、2,000 億円である。これは、インドから海外への輸出額 22 兆円の約 0.9%に過ぎない。日本によるインドのソフト利用が極端に少ないのは、源泉税の存在もその一因と想定される。

日印租税条約の使用料及び技術上の役務に対する源泉税率は平成元年時点であったが、平成 17 年の条約交渉で日本側の 0%の要望に対して、インド側の事情で 10%で決着した。近年、印度経済団体（FICCI・CII・NASSCOM）は源泉税撤廃を日印両政府に要望している。日本側経済団体（経団連・日本商工会議所・JEITA・CIAJ・SAJ 他）も源泉税撤廃を希望しているものである。

【要望内容】

日印租税条約 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃を要望する。

根拠法令：日印租税条約第 12 条（使用料及び技術上の役務に対する料金）

源泉税は配当所得・利子所得にも適用されている。

規制監督省庁：経済産業省、外務省両省の担当部署は撤廃の必要性を認識済だが、租税条約の主担当は日印両財務省なので、特に財務省に要望したい。

要望種別：税制関連

4.6 介護分野・産業の DX 支援の強化

【要望の理由・背景】

超高齢社会の到来を迎えている日本では、すでに人口に占める 65 歳以上の国民の割合が 29%を超え、3,640 万人に達している（2021 年 9 月）。このような状況の中、慢性的な人手不足に加えて、新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、介護分野の生産性の向上が喫緊の課題となっている。

政府は ICT 導入支援事業（厚生労働省）や IT 導入補助金（経済産業省）等を通じて、介護分野の DX の支援に取り組んでいる。しかしながら、中・小規模の介護事業者における IT への投資余力は非常に限定的な水準にある。介護サービスを提供する事業所の 2021 年度の利益率は平均 3.0%にとどまっている（「2022 年度 介護事業経営概況調査」）。企業により経営されるケースの多い通所介護の領域においても、1 ヶ月あたりの利用者の延べ人数が「301～450 人」の通常規模の事業所においては、年間の収支差額（利益）が 2 万 4 千円程度の水準となっている（「令和 2 年度 介護事業経営実態調査結果」）。

高齢化に対応し、介護分野の生産性の向上を実現するためには、介護 DX への支援策の強化を図ることが強く期待されている。

【要望内容】

1. 「IT 導入補助金」下限額の引下げ：通常枠 A 類型の補助下限額 5 万円への引下げの早期の実施あるいは申請下限額を 5 万円以下とする「介護 DX 支援枠」（仮）の新設
2. 「ICT 導入支援事業（地域医療介護総合確保基金）」対象ツールのリスト化／公開：政府による全都道府県の助成対象 IT ツールのリスト化及び介護セクターへの情報提供
3. 「医工連携イノベーション推進事業」の拡充：例えば、AI（人工知能）等を活用した高度な介護機器開発等を含めて支援対象とする「医・介・工連携イノベーション推進事業（仮）」への見直し

関連省庁：経済産業省、厚生労働省

要望種別：法令・予算関連

4.7 デジタルを活用した一般用医薬品の柔軟な購入・受取の実現

【要望の理由・背景】

政府がセルフメディケーションの推進を掲げている一方で、地方部などでは、一般用医薬品（OTC 医薬品）を販売している店舗が限られているほか、店舗内に薬剤師や登録販売者（有資格者）がいない場合には販売できないことや、深夜・早朝など店舗が空いていない場合には医薬品を入手することができないといった課題がある。一般用医薬品はインターネット販売も認められているが、購入を受け付けた店舗から発送することが求められており、実際に患者の手元に届くには数日かかってしまう。セルフメディケーションの推進とともに、痛みなどの症状に苦しんでいる患者が深夜・早朝も含めたいつでも必要なときに一般用医薬品を入手できるようにすることが重要である。

なお、現行制度では、一般用医薬品の販売に当たっては、一般用医薬品の販売・貯蔵・陳列・授与が全て一体となった許可制度となっており、貯蔵（在庫）や授与（受け渡し）は販売許可のない店舗ではできないこととなっているが、一般用医薬品のインターネット販売では、実際には配送会社が受け渡しを行っていたり、コンビニ受け取りが行われているなど、実態と乖離した制度となっている。

【要望内容】

デジタルを活用した一般用医薬品の柔軟な購入・受取の実現を求めたい。

有資格者がオンラインで一般用医薬品に関する情報提供や症状・既往歴などの確認を行い、有資格者が販売を許可した場合には、どのような店舗であっても、また有資格者でなくても、各店舗で在庫している一般用医薬品を授与（受け渡し）することができる仕組みにすべきである。その際、QRコード等を活用した受け渡し管理や購入履歴の蓄積など、デジタル技術を活用することで、受け渡し間違いや大量購入を防ぎ、安全性を担保すべきと考える。

規制監督省庁：厚生労働省

要望種別：法令関連

4.8 オンライン診療時のスマホによる被保険者資格確認の実現

【要望の理由・背景】

現状、オンライン診療における被保険者資格情報の確認に際しては、患者がスマートフォンで撮影した健康保険証の画像を医療機関に送付したり、ビデオ通話の画面越しに提示するなどして、それを医療機関側で目視・システム入力するといった運用が行われている。一方で対面診療については、マイナンバーカードを健康保険証として利用する取組みが 2021 年 10 月より本格運用され、2023 年 4 月からは医療機関側の対応が原則義務化されるなど、その普及が図られているところである。

そのような中で厚生労働省は、オンライン診療を含む「居宅同意取得型」のマイナンバーカード保険証利用について、2024年4月目途で運用開始予定としており、モバイル端末でマイナンバーカードを読み取る方法が想定されている。また、同じくマイナンバーカード関連の政府の取組として、電子証明書機能をスマートフォンに搭載するための検討が従前より進められており、Androidスマートフォンについては2023年5月から開始予定とされているところである。デジタル庁はスマートフォン用電子証明書のユースケースとして健康保険証としての利用も明示しているが、「具体的な実現方式や実現時期は未定」としている(2022年10月26日マイナンバーカードの機能のスマートフォン搭載に関する検討会(第2回)議事概要)。

上記の通り各種政策が取組まれているが、オンライン診療時にスマートフォン用電子証明書を利用して被保険者資格を確認可能とすることについては、具体的な検討の方向性やスケジュールが示されていない。

【要望内容】

オンライン診療を受診する際に、都度マイナンバーカードをスマートフォンで読み取るといったことをせず、電子証明書が搭載されたスマートフォンで被保険者資格を確認することが可能となるよう、実現に向けた具体的な検討および実現時期の目標設定を要望したい。

関連省庁：厚生労働省、デジタル庁

要望種別：法令関連

5 ダイバーシティ社会の実現

5.1 週 10～20 時間勤務する障害者雇用の促進に向けた支援制度の創設

【要望の理由・背景】

2022年12月10日の臨時国会において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案が提出され、雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする案が可決された。令和6年より施行される。

厚生労働省の令和3年障害者雇用状況の集計結果によると、法定雇用率の達成企業割合は30.9%であり、未達企業のうち障害者を1人も雇用していない企業(雇用ゼロ企業)の割合は56.0%となっている。今回の法律改正により、短時間働く障害者の雇用も法定雇用率として換算されることは、このような雇用ゼロ企業が1人目の障害者を雇用する機会創出にもつながり、障害者の働く機会の拡大に寄与すると考える。

一方で、上記措置に伴い週 20 時間未満の雇用を実施する事業主に対する特例給付金が廃止されるが、法定雇用率よりも助成金の方に魅力を感じる企業においては、障害者雇用を進める意欲が削がれてしまう懸念がある。これは障害者雇用の一層の促進を目指した今般の法改正の趣旨とそぐわず、障害者雇用環境の確保を目指す上で望ましい状態ではない。

【要望の内容】

- 令和 6 年度より週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者も実雇用率へ算定対象となったことを受け、この制度の利用促進を図るため、改正対象となる障害者の雇用を行う企業と、企業の雇用を支援する法人等の活動を支援する助成金制度の建付けを要望する。
- 障害者雇用に際して発生するコストの一部を助成金として支援することで週 10 時間以上働ける障害者の働く機会と企業等の雇用を促進することに繋がると考える。

関連省庁：厚生労働省

要望種別：予算関連